

いじめ防止対策推進法について

・いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処のための対策に関し、国、地方公共団体、学校等が取り組むべき事項について定めるもの。（2013年（平成25年）6月公布、9月施行）

○いじめ防止対策推進法（第12条）

・地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものとする。

⇒東村山市いじめ防止等のための基本的な方針（東村山市教育委員会）平成26年から毎年策定

○いじめ防止対策推進法（第13条）

・学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

⇒全市立小中学校において「学校いじめ防止基本方針」策定済

○東村山市のいじめの防止等の対策に係る組織

組織	いじめ防止対策推進法	役割・機能・構成等
①学校生活指導連絡協議会	<p>（いじめ問題対策連絡協議会） 第14条第1項</p> <p>地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。</p>	<p>・法第14条第1項に規定する「いじめ問題対策連絡協議会」は設置せず、「学校生活指導連絡協議会」により、いじめの防止等に関係する機関及び団体の相互連携を図る。</p>

組織	いじめ防止対策推進法	役割・機能・構成等
②いじめ問題 調査委員会	<p>(学校の設置者又はその設置する学校による対処) 第28条第1項</p> <p>学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。</p>	<p>・調査委員会は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する委員6人以内をもって組織。</p> <p>(1) 小学校教職員経験者、(2) 中学校教職員経験者、(3) 心理専門家、(4) 小児科の診療に相当の経験を有する医師、(5) 弁護士、(6) その他教育委員会が必要と認める者</p>
③いじめ問題 再調査委員会	<p>(公立の学校に係る対処) 第30条2項</p> <p>重大事態の調査の報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同様の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。</p>	<p>・市長が法第28条第1項の重大事態の調査結果について、その調査だけでは十分ではないと判断した場合などにおいて、再調査を実施するための調査組織を設置。</p> <p>・再調査委員会は、法律、教育、心理、福祉等に関する学識経験又は専門的な知識を有する者等(第4条及び第6条第2項の規定による委嘱を受けた委員及び臨時委員を除く。)のうちから、市長が委嘱する委員5人以内をもって組織。</p>